

ぽっかぽか人生™

介護保障付終身保険(低解約返戻金型) 無配当

もしものとき、介護のとき、安心できる暮らしのために。

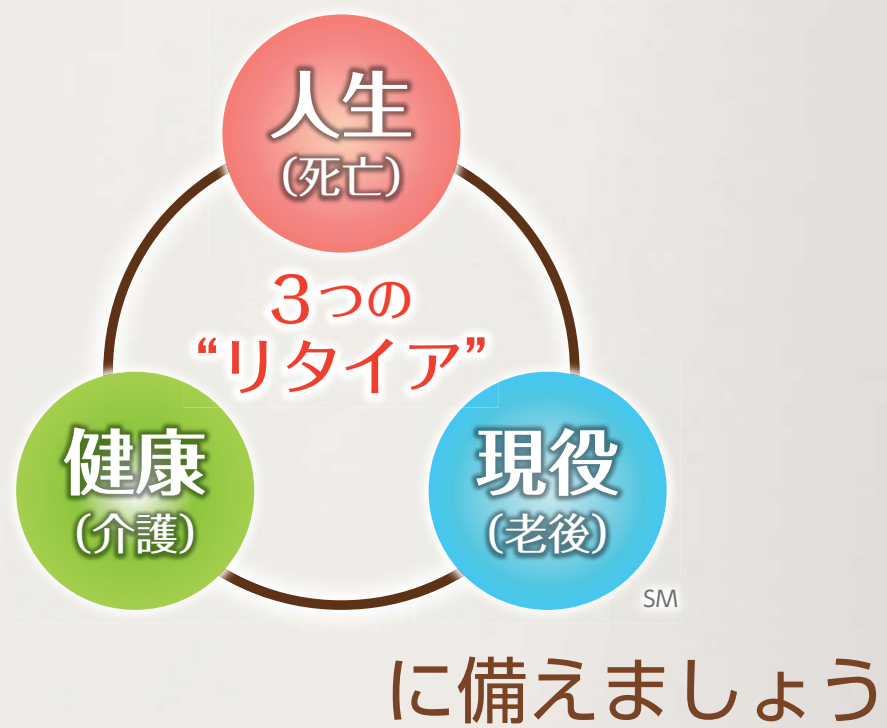


2021年5月改訂

<引受保険会社>



これから先の
「自分らしい人生」
のために…



“遺された方”
のために

家族の生活を守るための
資金を準備したい



“介護”のとき
のために

満足のいくサポートを
受けられるように
資金を準備しておきたい



“老後”のために

希望をかなえるために
資金を準備しておきたい

“遺された方”
のために

あなたはどんな準備をしていますか？

その後のご家族が困ることのないよう、「まとまったお金をのこしてあげたい」ものです。



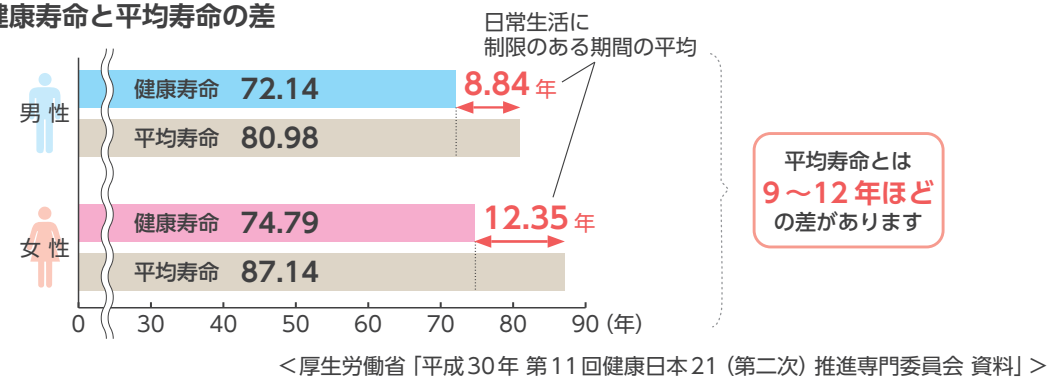
< (公財) 生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」 >

“介護”の
問題

長寿化に伴い高まる介護リスク

「健康寿命」とは、「心身ともに自立し、健康的に生活できる期間」のことです。
長生きをする人が増えている中、介護の不安は避けることのできない問題です。

●健康寿命と平均寿命の差



充実した
“老後”

夫婦2人がゆとりある生活を過ごすには？

夫婦2人のゆとりある老後生活に必要なと考える費用(平均)は

毎月 約36.1万円

(内訳)

- ・老後の最低日常生活費(平均) 毎月 約22.1万円
- ・老後のゆとりのための上乗せ額(平均) 毎月 約14.0万円

●老後のゆとりのための上乗せ額の使途 (複数回答・上位4項目)

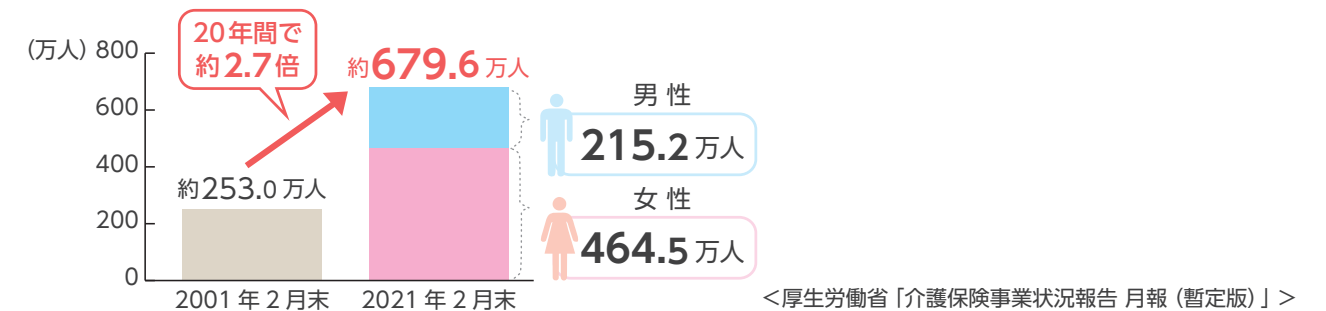
1位	旅行やレジャー	60.7%
2位	趣味や教養	51.1%
3位	日常生活費の充実	49.6%
4位	身内とのつきあい	48.8%

< (公財) 生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」 >

気になる介護の現状

●要介護(要支援)認定者数の推移

平均寿命が延びている近年、認定者数も増加傾向にあります。



●介護の費用

介護が必要となった場合、初期費用はもちろん、毎月継続して費用がかかります。

・初期の介護費用(一時的な費用の合計)

平均69.2万円

住宅改修費 介護用品購入費 施設入居費 など

・毎月の介護費用(介護を行った場所別)

在宅 平均4.6万円 施設 平均11.8万円

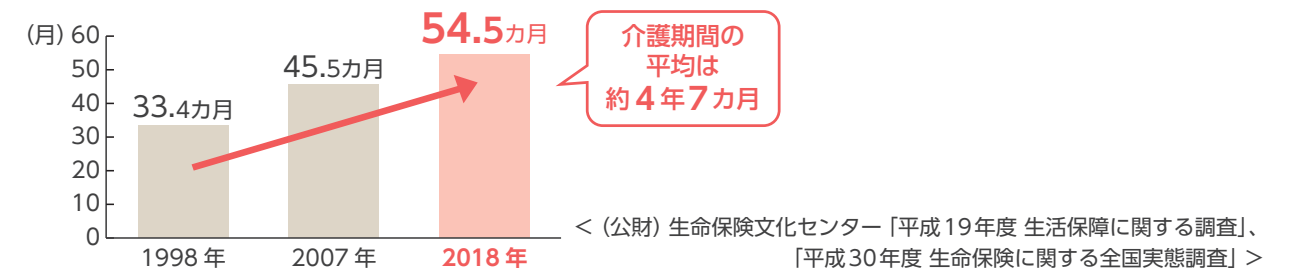
※「かかった(支払った)費用はない」を0円として平均を算出
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

< (公財) 生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」 >

●介護期間の推移

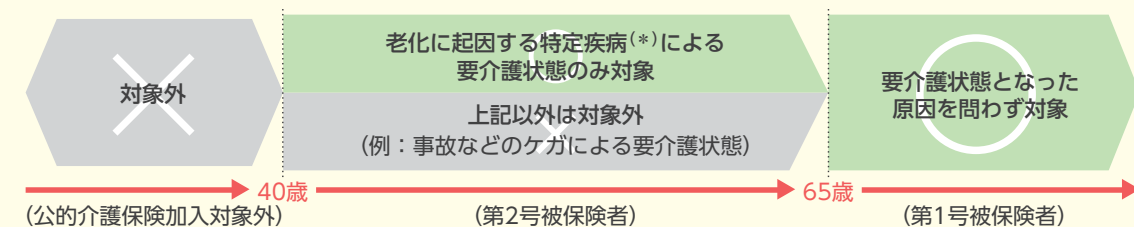
介護の期間は長期化する傾向にあります。

また、約7人に1人は、10年以上にわたって介護を必要としています。



【参考】要介護認定の対象

要介護状態になった原因を問わず公的介護保険の給付を受けられるのは65歳からです。
40～64歳の場合は、給付対象が限定されています。



(*) 介護保険法施行令第2条に規定する特定疾病(例: 末期がん、脳血管疾患、骨折を伴う骨粗しょう症)

※ 上記は2021年4月現在の公的介護保険制度に基づき概略を説明しています。
公的介護保険の保障内容については、お住まいの市区町村にご確認ください。

もしものとき、介護のときに備える保険です

「介護保障付終身保険（低解約返戻金型）」の特徴

Point 1 死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたときに、**死亡・高度障害保険金**をお受取りいただけます。

Point 2 公的介護保険制度の**要介護2以上**の状態に該当していると認定されたとき等に**介護保険金**をお受取りいただけます。

さらに

介護保険金の全部または一部を、通常の年金よりも**割増された介護年金**としてお受取りいただけます。
(介護保険金割増年金支払特約)

▶ 詳しくは、9ページをご覧ください。

Point 3 保険料払込期間満了後の解約返戻金を**セカンドライフに活用**することも可能です。

さらに

「介護前払特約（介護保険金支払後給付型）」を付加することで、介護保険金お受取り後の保険金額の一部を**介護年金**としてお受取りいただけます。

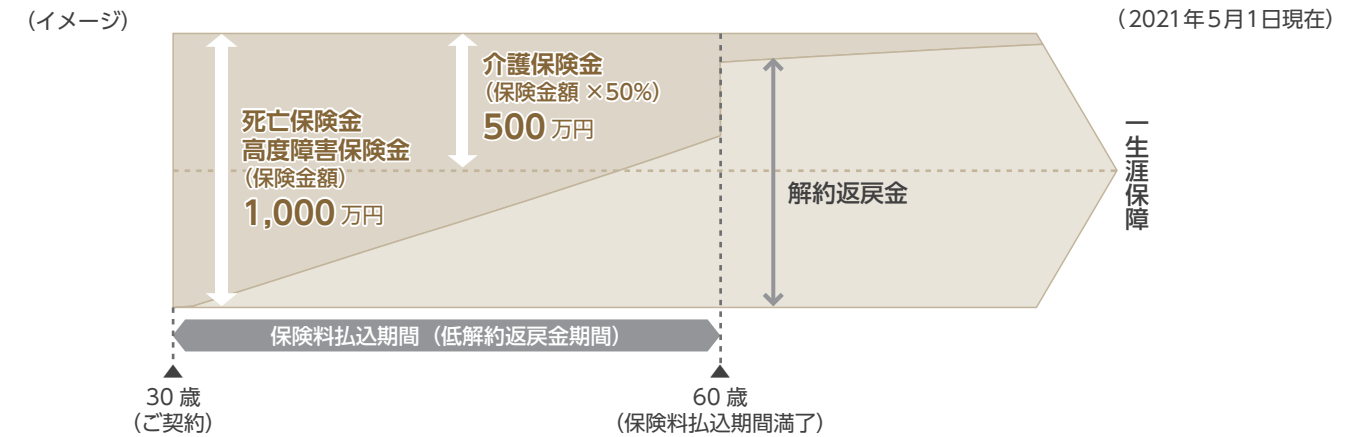
▶ 詳しくは、10ページをご覧ください。



このパンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。商品の詳細については、必ず『**契約概要**』『**注意喚起情報**』『**ご契約のしおり・約款**』をご覧ください。

商品のしくみ

- ご契約例 ● 契約年齢（被保険者）：30歳（男性） ● 保険期間：終身 ● 保険料払込期間：60歳まで
● 死亡・高度障害保険金：1,000万円、介護保険金：500万円
● 月払保険料（口座振替）：24,710円



※ 介護保険金をお受取りいただくと、介護保険金と同額の保険金額が減額され、死亡・高度障害保障のみ続きます。また、以後の保険料のお払込みが免除されます。

■ 保険金・払込保険料累計・解約返戻金推移表（上記ご契約例の場合）

	経過年数	年齢	A. 死亡・高度障害保険金 円	B. 払込保険料累計 円	C. 解約返戻金 円	D. 解約返戻率 約 (C ÷ B) %
30歳 ご契約	5年	35歳	10,000,000	1,482,600	877,000*	59.1
	10年	40歳	10,000,000	2,965,200	1,943,000*	65.5
	15年	45歳	10,000,000	4,447,800	2,961,000*	66.5
	20年	50歳	10,000,000	5,930,400	4,008,000*	67.5
	25年	55歳	10,000,000	7,413,000	5,089,000*	68.6
保険料 払込満了	30年	60歳	10,000,000	8,895,600	6,223,000*	69.9
	35年	65歳	10,000,000	8,895,600	9,086,000	102.1
	40年	70歳	10,000,000	8,895,600	9,274,000	104.2
	45年	75歳	10,000,000	8,895,600	9,449,000	106.2
	50年	80歳	10,000,000	8,895,600	9,604,000	107.9
	55年	85歳	10,000,000	8,895,600	9,729,000	109.3
	60年	90歳	10,000,000	8,895,600	9,824,000	110.4

※ 経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。
※ 払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。
※ 表中のCの項目に「*」印が表示されている場合は、低解約返戻金期間中（低解約返戻金割合70%）の解約返戻金額を表示しています。

※ 低解約返戻金期間満了直後の契約応当日における解約返戻金額は、8,890,000円です。
※ 実際の解約返戻金額等は、払込方法＜回数＞、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

低解約返戻金型の保険について

- 低解約返戻金型の保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く抑えるかわりに、保険料を割安にした保険のことです。
- 低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻

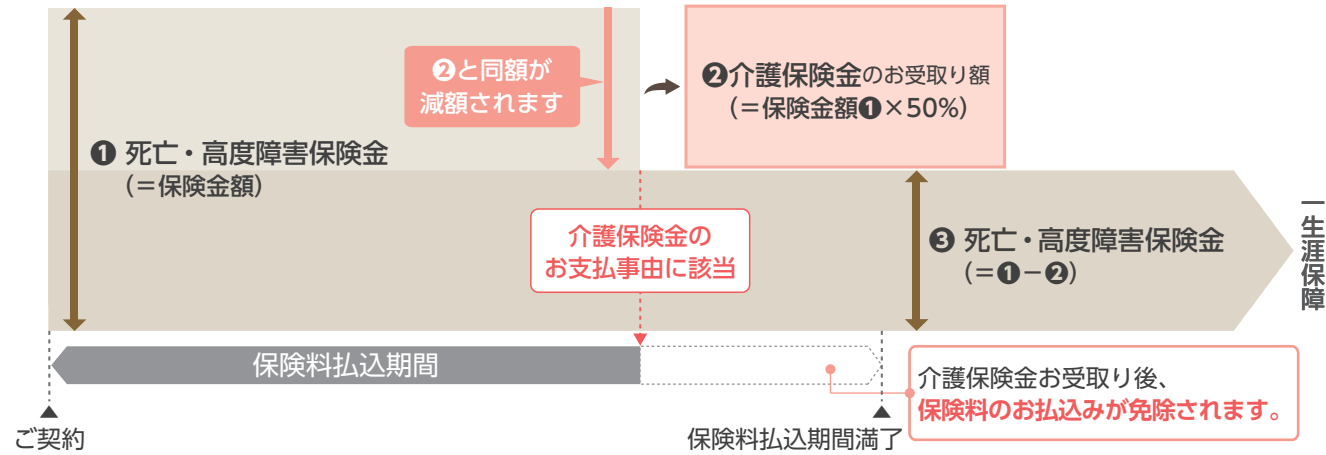
金型としなかった場合の解約返戻金額の70%に相当する金額となります。
● 保険料払込期間（低解約返戻金期間）満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額と同額となります。

介護保険金のお支払いについて

次のお支払事由に該当された場合、介護保険金をお受取りいただけます。

- **公的介護保険制度の要介護2以上の状態**に該当していると認定されたとき
- 被保険者がお支払事由に該当時に**満65歳未満**で、**ジブラルタ生命所定の要介護状態**に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

(イメージ)



- 上記のお支払事由に該当された場合、**介護保険金 (保険金額 × 50%)**をお受取りいただけます。
- 介護保険金をお受取りいただいた場合、介護保険金と同額の保険金額が減額され、死亡・高度障害保障が一生涯継続します。
- 介護保険金をお受取りいただいた場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。 [詳しくは裏表紙](#)

◆ 公的介護保険制度の要介護2以上の状態とは…

【公的介護保険制度】とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

【公的介護保険制度の要介護2以上の状態】とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基

準等に関する省令」(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める、要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

区分	要介護度別の身体状態の目安(例)
軽度	要介護2 食事や排せつに何らかの介助が必要。立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。
	要介護3 食事や排せつに一部介助が必要。入浴などに全面的に介助が必要。片足での立位保持ができない。
	要介護4 食事に一部介助が必要。排せつや入浴などに全面的な介助が必要。両足での立位保持がほとんどできない。
最重度	要介護5 食事や排せつが1人でできず、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

< (公財) 生命保険文化センター 「定年Go!」(2021年3月改訂版) >

◆ ジブラルタ生命所定の要介護状態とは…

お支払いの対象となるジブラルタ生命所定の要介護状態とは、次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 下表の①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害(時間・場所・人物のいずれかの認識ができない状態)があり、かつ、他人の介護を要する状態

①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に当てはまること

項目	いずれかに該当	
	全部介助の状態	一部介助の状態
① 歩行 立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	〈次のいずれかの状態〉 ● 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ● 必ず車椅子を使用している。 ● 寝たきり状態。	〈次のいずれかの状態〉 ● 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ● 誰かに支えられなければ歩行できない。
② 寝返り 身体の上に布団などをかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	何かにつかまっても1人で寝返りができない。	ベッド柵などの何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。

③～⑥のうち

「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に当てはまること(合計ポイントが3ポイント以上になること)

※同一項目の「全部介助の状態」と「一部介助の状態」を合計して3ポイントとすることはできません。

項目	各2ポイント	各1ポイント
	全部介助の状態	一部介助の状態
③ 入浴 浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	〈次のいずれかの状態〉 ● 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフトなどの機器を使用する。 ● 洗身をすべて介助者が行っている。	〈次のいずれかの状態〉 ● 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 ● 体の一部の洗身を介助者が行っている。
④ 排せつ 排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	〈次のいずれかの状態〉 ● 常時オムツに依存している。 ● 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分のため、介助者が援助している。
⑤ 食事の摂取 眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	介助がなければ1人ではまったくできない。	食器や食物などを工夫しても、介助がなければ困難。(小さく切る、ほぐすなどの介助を含む)
⑥ 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	介助がなければ1人ではまったくできない。	一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

※ ジブラルタ生命は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

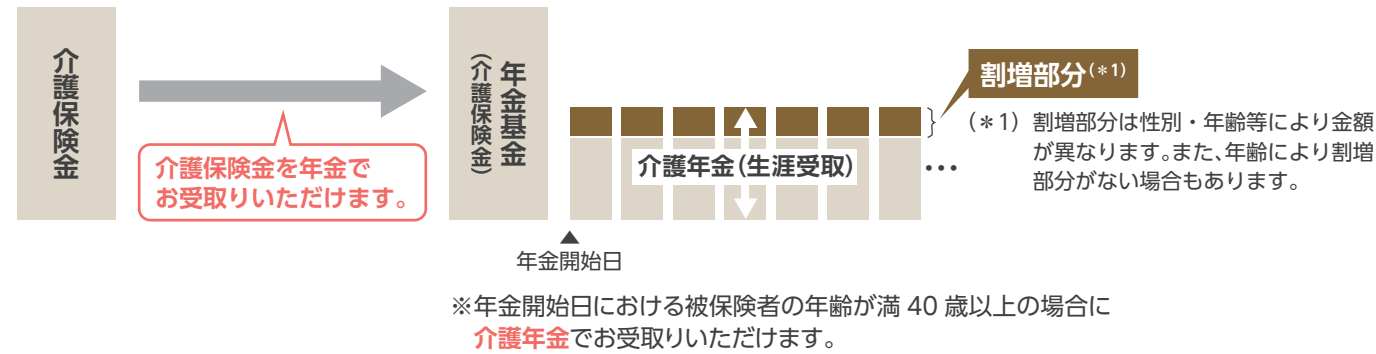
主な特約について

■ 介護保険金割増年金支払特約 ◀ 特約保険料は不要です

介護保険金の全部または一部を、通常の年金よりも **割増された介護年金** でお受取りいただける特約です。

● 介護年金のお受取りイメージ

【介護保険金の支払事由に該当】



● 選択できる年金種類

保証金額付介護終身年金

死亡一時金保証期間(*2)

年金基金 → 介護年金 → ...

[参考] 介護年金の合計額と死亡一時金の推移について(イメージ図)

死亡一時金保証期間(*2)

年金基金 → 死亡一時金額 → 介護年金の合計額 → ...

- 年金開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている場合、介護年金を受取り続けることができます。
- 年金開始日以後、死亡一時金保証期間(*2)中に被保険者が死亡された場合、年金基金に充当した額からすでにお受取りいただいた介護年金およびすでにお受取りいただくことのできた介護年金の合計額を差し引いた金額(死亡一時金)をお受取りいただけます。

(*2) 死亡一時金保証期間とは、死亡一時金をお受取りいただける期間をいい、年金開始日からお受取りいただく介護年金の合計額がはじめて年金基金に充当した額をこえることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。

保証期間付介護終身年金

保証期間

年金基金 → 介護年金 → ...

(保証期間：5年・10年・15年・20年)

- 年金開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている場合、介護年金を受取り続けることができます。
- 年金開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までに被保険者が死亡された場合には、保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額(死亡一時金)をお受取りいただけます。

※被保険者が年金開始日以後、一定期間内に死亡された場合、お受取りいただく介護年金等の総額が年金基金の額を下回ることがあります。

※ご契約時の年金種類は「保証金額付介護終身年金」です。(法人・個人事業主契約はご契約時に付加できません。)

※介護年金額がジブラルタ生命の定める最低金額に満たないときは、この特約によるお取扱いはありません。

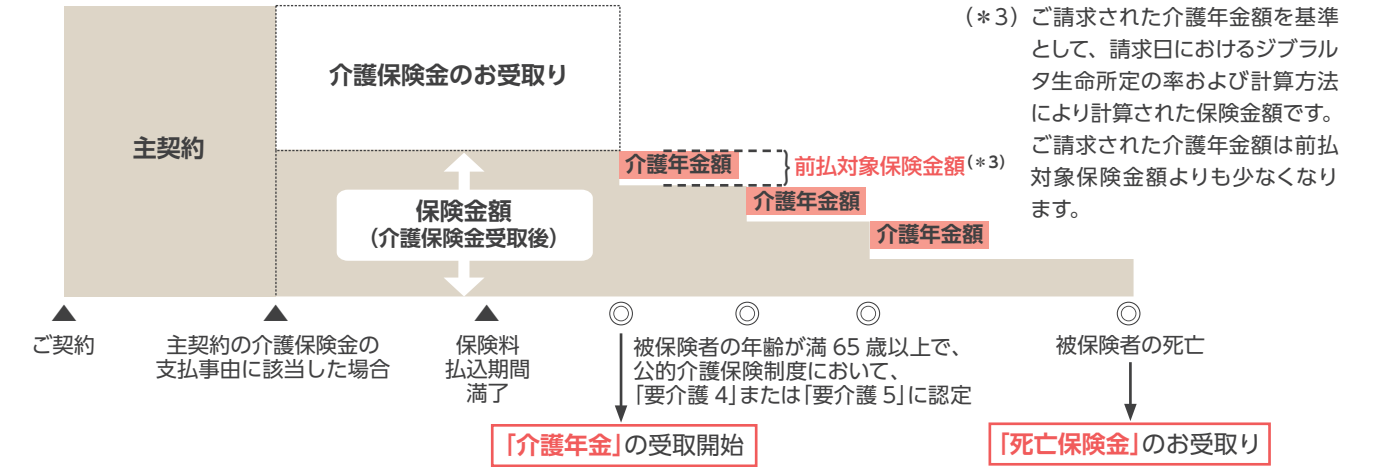
※ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

※「介護保険金割増年金支払特約」について、詳しくは『**ご契約のしおり・約款**』をご覧ください。

■ 介護前払特約(介護保険金支払後給付型) ◀ 特約保険料は不要です

より重度な要介護状態(公的介護保険制度の要介護4または5)になられた場合、介護保険金お受取り後の主契約の保険金額の一部を **介護年金** としてお受取りいただける特約です。

● 介護年金のお受取りイメージ



※「保険料払込期間満了後」かつ「被保険者の年齢が満65歳以上」の場合にお受取りいただけます。

※ご請求ごとの介護年金額が同額である場合でも、主契約の保険金額から減額される保険金額(前払対象保険金額)は、請求日におけるジブラルタ生命所定の率および計算方法により計算されるため、異なる場合があります。

※「介護前払特約(介護保険金支払後給付型)」について、詳しくは『**ご契約のしおり・約款**』をご覧ください。

■ 保険金等の支払方法の選択に関する特約 ◀ 特約保険料は不要です

保険金や解約返戻金を **年金** でお受取りいただける特約です。

選べる年金種類

決まった期間 受取りたい

→

確定年金(年金支払期間指定型)

年金支払期間を指定

指定した年金支払期間に応じた年金額をお受取りいただけます。

決まった金額を 受取りたい

→

確定年金(年金額指定型)

年金額を指定

指定した年金額を一定期間お受取りいただけます。

生きている限り ずっと受取りたい

→

保証期間付終身年金

保証期間 → 一生涯お受取り

年金受取人が生存されている場合、年金を受取り続けることができます。(保証期間：5年・10年・15年・20年)

※**介護保険金**を年金で受取る場合は選択できません。

夫婦のどちらかが 生きている限り ずっと受取りたい

→

保証期間付夫婦連生終身年金

保証期間 → 一生涯お受取り

年金受取人またはその配偶者が生存されている場合、年金を受取り続けることができます。(保証期間：5年・10年・15年・20年)

※年金額は、年金基金設定時の予定利率等により計算されます。

※上記の年金受取りに加えて、据置受取りもご選択いただけます。

※「保険金等の支払方法の選択に関する特約」について、詳しくは『**ご契約のしおり・約款**』をご覧ください。

お取り扱いについて

● 契約年齢範囲・保険料払込期間

保険料払込期間は、年齢または年数で設定いただけます。

契約年齢 範囲 (被保険者)	保険料払込期間														
	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	80 歳	85 歳	90 歳	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年		
15～45歳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
46～50歳		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51～55歳			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
56～60歳				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
61～65歳					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
66～70歳						○	○	○	○	○	○	○	○	○	
71～75歳							○	○	○	○	○	○	○	○	

● 保険料払込方法＜回数＞

月払・半年払・年払

● 付加できる主な特約

- ・リビング・ニーズ特約
- ・指定代理請求特約
- ・疾病障害による保険料払込免除特約
- ・介護前払特約（介護保険金支払後給付型）
- ・介護保険金割増年金支払特約（*1）
- ・保険金等の支払方法の選択に関する特約（*2）

（*1）法人・個人事業主契約を除き、ご契約時に自動的に付加されます。

（*2）ご契約時に付加することはできません。

※ 詳しくは『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

➡ 保険料の払込免除について

次の事由に該当された場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。

- 介護保険金が支払われたとき
- 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故で180日以内に所定の身体障害状態になられたとき

- 被保険者が、「疾病障害による保険料払込免除特約」の責任開始期以後に発病した疾病により所定の身体障害状態になられたとき

● ご契約の際には『契約概要』『注意喚起情報』『ご契約のしおり・約款』を必ずご覧ください。

・ 契約概要

ご契約のお申込みを検討いただく際に、保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものです。

・ 注意喚起情報

ご契約のお申込みの際して、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。

・ ご契約のしおり・約款

ご契約についての大切な事項（「契約申込の撤回など（クーリング・オフ）」、「健康状態・職業などの告知義務」などについて）およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

- 募集代理店の販売の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

- このパンフレットに記載している様々なお取り扱いについては、実際にお取り扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取り扱いとなります。

<募集代理店>

<引受保険会社>

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

ナンバー ジブロック

0120-78-2269 (通話料無料)

[ジブラルタ生命のホームページ] <https://www.gib-life.co.jp/>